

えひめ発の地方創生実現に向けた提言 第5版 概要

| 項目 | | 提言内容 | |
|------------------------------------|----|---------------------------------------|---|
| 1 地方創生の取組みの支障となるものの解消に向けて | | | |
| (1) 地方創生の取組みを加速させるために | | | |
| 新 | 1 | 地方分権改革に関する提案募集方式の対象拡大 | ・募集の対象を自治体の事務に限定せず、国や民間が実施する事務についても、制度改正の余地のあるものについては、現に具体的な支障事例が無い場合も含めて、提案募集の対象とすること。 過去に提案した案件であっても、複数の地方公共団体から提案があった場合や社会情勢の変化により課題が明確になった場合については、新たな課題として改めて検討の対象とするなど、実効性のある運用に向けて提案の内容を拡充すること。 |
| | 2 | 地方の意見を踏まえた地方創生の実現に向けた実効性のある支援・制度の見直し | ・地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に必要な財源を確実に確保すること。 ・地方創生移住支援事業について、市町村の単独申請を可能とすること。 ・地域再生計画と交付金の実施計画は、その内容が大幅に又は完全に一致する性質のものであるため、どちらかを「みなし」計画として一本化を図ること。「みなし」の取り扱いが困難である場合は、地域再生計画の金額欄を削除又は概算とすること。 また、地域再生計画の内容についても要素事業やK P I など重要な部分の変更がない限り、地域再生計画の変更申請及び報告手続きを不要とすること。 ・交付金事業の効果検証（実績報告）と、地域再生計画の評価に関する調査の両者も、同じK P I を基に評価しており本質的な内容は重複しているため、一本化を図ること。 |
| | 3 | 5Gを活用した自治体の施策展開への支援 | ・5Gを活用した自治体の施策展開を後押しするような支援策を積極的に講じること。 |
| | 4 | 最新IT技術を活用した行政運営効率化への支援 | ・デジタルによる行政の進化を実現するため、自治体間格差が生じないように財源支援策を講じるとともに、モデル事業の拡充による優良事例の発掘・横展開の推進を図ること。 |
| | 5 | サイクリングコースを案内するブルーラインの規格統一 | 国内外のサイクリストが国内のサイクリングコースを安心して利用できる環境を整備するため、全国で整備が広がりつつあるブルーラインの規格を統一すること。 |
| | 6 | 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に対する支援 | ・自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設などの必要な措置を講じること。 ・瀬戸内しまなみ海道及び四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定するほか、ブルーラインの敷設や思いやり1.5m運動など、本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。 |
| (2) 自主財源の確保に向けた制度の見直し | | | |
| | 7 | 自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し | ローン完済によって実質的に所有権が使用者に移転していると認められるものについて、職権により登録変更の申請ができるよう制度改正を行うか、または、税法上のみなし規定により、当該滞納に係る自動車の差押え（公売を含む）が可能となるよう制度改正を行うこと。 |
| (3) 地方の取組みに対する制度要件の緩和 | | | |
| 新 | 8 | 外国人技能実習制度2号職種への「林業・木材産業」の追加 | 日本の優れた林業や木材加工技術を諸外国に普及し、産業活性化や環境保全等の国際貢献を図るため、外国人技能実習制度の2号職種へ林業・木材産業を追加すること。 |
| | 9 | 地域環境保全基金の充対象経費の拡大 | 地域環境保全基金を活用した事業（例：県民向けの普及啓発事業）を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定すること。 |
| (4) 国主導で導入が進められている制度等への財源措置 | | | |
| | 10 | マイナンバー制度の安定した情報連携環境の構築 | ・マイナンバー制度における情報連携について、現状の不備改善や対象手続の追加等を行う際には、自治体側での事務処理手順まで考慮した全体設計を徹底し、問題の発生を未然に防止すること。 ・情報連携用データレイアウト等の全国共通仕様を変更する場合や情報連携のために新たに設置した中間サーバー、統合宛名システム等のシステム更新について、対応経費の地方への財源措置を講じること。 |
| 2 地域に働く場所をつくり、人を呼び込むために | | | |
| (1) 産業力の強化と成長産業の育成 | | | |
| 新 | 11 | 指定野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の引下げ | 「指定野菜価格安定対策事業」では、農協等への共同出荷割合が全国一律の要件（2/3又は1/2）となっているが、流通が多様化している現状を踏まえ、中山間地域や条件不利地域における小規模産地での共同出荷割合について、地域の実情に応じた低い割合を可能とすること。 |
| | 12 | 炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出への支援 | 企業の参入支援の拡充及び人材養成の充実、炭素繊維等高機能素材の船舶素材、建築素材への適用拡大を行い、炭素繊維等高機能素材を活用した産業創出支援を行うこと。 |
| | 13 | 事業承継に関する支援の充実 | 中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継の一層の促進を図るため、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、その資金供給の円滑化を図る観点から、保証要件の緩和等により支援内容を充実させること。 |
| | 14 | 海外における日本の地名の商法登録問題への取組強化について | ・主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。 ・公告や登録された場合に、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。 |
| (2) にぎわいの創出による交流人口の拡大 | | | |
| | 15 | 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の地方への誘客促進 | 外国人観光客を広く全国に誘導するとともに、地方での周遊・滞在を促し、地方経済の活性化に資するため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、航空券と全国各地の周遊バスのセット販売等に向けた環境整備を進めること。 |

| 項目 | | 提言内容 | |
|---|---|--|---|
| 16 | 中小企業における障がい者アスリートの雇用促進 | 障がい者がアスリート活動に専念できる環境を整え、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図るため、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。 | |
| 3 出会うの場をつくり、安心して子どもを生み育てるために | | | |
| (1) 子ども・子育て支援の充実 | | | |
| 17 | 地方単独で行っている子ども医療費助成の全国一律の制度化及び財源措置 | 地方が単独で行っている子ども医療費助成について、少子化対策として義務教育修了までの医療費助成を全国一律の制度として創設し、地方が負担する費用に対し、国が財源措置を行うこと。 | |
| (2) 子どもや親子に安心な環境の整備 | | | |
| 18 | 高等学校等就学支援金制度に係る支給要件の緩和 | 高等学校等就学支援金制度に係る支給期間（最大36月）や、履修単位数（上限74単位）について、長期療養などのやむを得ない事由等、個々の事情を斟酌した上で延長・拡大できるよう要件を緩和すること。 | |
| 19 | 学校施設長寿命化対策に係る支援制度の充実 | ・学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小中学校施設と同様に補助対象とすること。 ・また、公立小・中学校等施設を含め、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。 | |
| 20 | 公立学校施設整備事業における予算単価の引上げ | 実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。 | |
| 21 | 通級による指導の対象となる障がいの種類の見直し | 知的障がいを通級による指導の対象に加えること。 | |
| 22 | 教員の業務負担軽減に関する支援 | ・複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、教職員の定数改善を確実にすること。 ・スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずるとともに、国の補助率の引き上げなど補助制度を拡充すること。 ・本県が独自に進めている高等学校における部活動指導員やスクールロイヤーについても国庫補助対象とすること。 | |
| 23 | 児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入 | 福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与すること。 | |
| 4 元気な地域をつくり、いつまでも地域で暮らせるようにするために | | | |
| (1) 安心できる環境の整備 | | | |
| 平成30年7月豪雨災害を踏まえて（提言24～26） | | | |
| 新 | 24 | 被災者生活再建支援制度の適用拡大 | ・「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、半壊や床上浸水の被害でも、日常生活に大きな支障が生じているため、適用対象とすること。 ・同じ災害で複数市町にまたがる被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する被災者も支援金の支給対象とすること。 |
| | 25 | 店舗等の非住家の被害認定に係る指針の明確化 | 店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を明確にすること。 |
| | 26 | 防災情報の収集伝達システム整備に係る財政措置の拡充 | 防災情報の住民への確実な伝達や収集、国・県・市町等関係機関間の連絡手段として、デジタル同報系防災行政無線をはじめとする災害情報の収集伝達システム整備や機能強化に係る財政措置を拡充すること。 |
| | 27 | 離島航路に係る対象航路の拡大 | 地域が維持すべきと認める生活航路については、他に代替手段がない航路に限るという要件を緩和し、唯一航路に準じて国の補助対象として認定すること。 |
| | 28 | 地方単独医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置の廃止 | 地方自治体が子どもや障がい者等に対して独自に医療費を助成した場合、国民健康保険に対する国庫負担金等を減額調整する措置について、全国的に導入が進み標準的となっているものについては直ちに廃止すること。 |
| | 29 | 届出による救急医療病床の設置 | 病床過剰地域において、救急医療に係る病床を新たに設置しようとする場合は、地域の実情に合わせ迅速に対応できるよう、都道府県知事への届出による設置を可能とすること。 |
| | 30 | 発達障がい早期支援体制の充実 | 5歳児健診における発達障がいの発見に係る取組みの経費を国庫補助事業に位置付け、発達障がいの早期発見に係る取組みを強化すること。 |
| 31 | 外国人介護人材確保に関する各種制度等の要件の緩和 | ・外国人介護人材が都市部だけに一極集中しないよう、全国的に受入人数等を調整できる仕組みを構築すること。 ・経済連携協定（EPA）の各国の受入人数枠を拡大するとともに、ミャンマーをはじめとする東南アジア各国など受入対象国も拡大すること。 ・「技能実習生」や「1号特定技能外国人」が介護福祉士国家資格を取得するために必要となる実務者研修（450時間）の受講支援を行うこと。 ・外国人介護人材が国家資格を取得しやすくするため、国家試験において英語等での受験を可能とすること。 ・外国人介護人材が受入施設等で安心して研修等に専念できるよう、日本語や介護技術等の習得支援をはじめ、生活面での相談支援等のサポート体制の一層の充実を図ること。 | |

| 項 目 | | 提 言 内 容 |
|----------------------|--|---|
| 32 | 原発の安全な廃炉に向けた各種措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全な廃炉にはさまざまな分野の技術の集積が必要であることから、加圧水型原子炉に広く適用できる廃炉技術研究を伊方発電所において実施すること。 ・原発の廃炉・解体等に伴い発生する廃棄物等の処分については、発生者責任という原則を基本に、原子力事業者が取り組みを進めることは当然であるが、安全性や必要性について、国民に対して十分な説明に努め、理解を深めていくなど、エネルギー政策を司る国として積極的にサポートすること。 ・原発の廃炉・解体等を行うためには、運転により発生した使用済燃料を当該原子炉の使用済燃料プールから移動することが必要となることから、原子力発電をエネルギー政策の柱としてきた国は、使用済燃料の保管、中間貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物最終処分に対して、前面に立って取り組むとしているが、確実に対策を進めるよう、今まで以上に国が責任を持って取り組むこと。 |
| 33 | 複数の都道府県をまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可 | 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合の当該許可については、主たる事務所を所管する都道府県を経由して、環境省（地方環境事務所）が行うこと。 |
| 34 | 土砂等の埋立て等に係る法制度の整備 | <p>県域を越えて土砂等が移動し、埋立て等に使用されている実態を踏まえ、次の内容を規定した土砂等の埋立て等の適正処理に関する法律を制定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、土砂等を発生させた側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み ②土砂等の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準 ③不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む） |
| 35 | 国営土地改良事業等受益地の農用地区域からの除外に関する規制の見直し | 長期にわたる大規模な事業で、部分的に工事が完了して効果が現れた受益地については、地域の実態に合った土地利用を進めるため、農用地区域からの除外に係る起算を「実際上の受益効果を発生させた工事が完了した日の属する年度の翌年度」とすること。 |
| 36 | ドクターヘリの運航に係る新たな支援制度の創設及び医療提供体制推進事業費補助金制度等の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方の財政負担が大きいドクターヘリの運航に係る財政措置を充実すること。 ・医療提供体制推進事業費補助金について、ドクターヘリ導入促進事業はもとより、その他の事業についても、補助基準額に応じた交付が確実になされるよう、法律補助とするなど、補助金制度の改善を図ること。 ・同補助金の多くの事業が地域医療介護総合確保基金に移行されたことから、同基金の配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。 |
| 37 | 災害医療従事者の育成に係る財政支援制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で持続的にDMAT等の災害医療従事者の育成が図られるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。 ・DPC制度（包括医療費支払制度）の地域医療指数の加算項目に、「都道府県が要請するDMATの保有」を加えること。 |
| (2) 心豊かに暮らせる地域づくり | | |
| 38 | 狩猟者の確保・育成対策 | 狩猟者の負担軽減を図るとともに、捕獲のインセンティブを高めるため、有害鳥獣捕獲に取り組む者に対して鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とならない保険料、診断書等の経費を支援する仕組みを創設すること。 |
| (3) 地域連携による協働のきずなづくり | | |
| 39 | 日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 | <p>[日本型直接支払制度共通項目]</p> <p>高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間（現行5年）について、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。</p> <p>人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始（認定）年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。</p> <p>[個別項目：中山間地域等直接支払制度]</p> <p>中山間地域等直接支払制度について、高齢者が参加しやすいよう多面的機能支払交付金と同様に、返還義務を廃作部分（個人部分）のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。</p> |